

令和5年度医薬品等一斉監視指導結果（千葉県）

- (1) 概要：薬局及び店舗販売業者等に対する医薬品等一斉監視指導は、毎年度国から監視指導重点項目が示され、全国一斉に薬事監視等を実施するものである。
- (2) 実施期間：令和5年7月3日から令和5年12月28日まで
- (3) 実施結果：上位項目のみ抜粋

薬局（475店舗）における主な不適事項

調査項目	(適)	(不適)
薬局機能情報の報告を適切に行い、その情報を薬局においても閲覧に供しているか。	410	65
薬局等を利用するために必要な情報等を適切に表示しているか。	411	64
調剤に係る医療の安全、調剤された薬剤及び医薬品の適正販売、情報提供等を確保するための指針の策定、従事者に対する研修並びにそれらの業務に関する手順書の作成を行い、適切な運用を図っているか。	422	53
薬局等の管理（構造設備や医薬品等の管理、帳簿の記録、従業員の監督等）を適切に行っているか。	436	39
変更届出等が遅滞なく行われているか（特に管理者の氏名・住所、勤務する薬剤師・登録販売者の氏名）。	447	28

店舗販売業（257店舗）における主な不適事項

調査項目	(適)	(不適)
店舗等を利用するために必要な情報等を適切に表示しているか。	222	35
医薬品の適正販売、情報提供等を確保するための指針の策定、従事者に対する研修並びにそれらの業務に関する手順書の作成を行い、適切な運用を図っているか。	232	25
店舗等の管理（構造設備や医薬品等の管理、帳簿の記録、従業員の監督等）を適切に行っているか。	234	22
医薬品の貯蔵及び陳列の方法は適切か（医薬品と他の物の区別した貯蔵及び陳列、要指導医薬品の貯蔵及び陳列、一般用医薬品のリスク区分ごとの貯蔵及び陳列等）。	237	20
変更届出等が遅滞なく行われているか（特に管理者の氏名・住所、勤務する薬剤師・登録販売者の氏名）。	234	19